



# 佐賀県公報

平成19年  
8月20日  
(月曜日)  
第12945号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(四三九・地域福祉課)	一
○生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定	(四四〇・〃)	一
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(四四一・〃)	三
○道路の区域の変更	(四四二・道路課)	四
〃	(四四三・〃)	四
○道路の供用開始	(四四四・〃)	四
○道路の区域の変更	(四四五・〃)	五
○道路の供用開始	(四四六・〃)	五
○肥料登録の有効期間の更新	(園芸課)	五
○国土調査法に基づく地籍調査成果の認証	(土地対策課)	五
○県営兵庫北部地区土地改良事業の工事完了	(農地整備課)	六
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	六

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第四百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社エクスセルサポート

所在地 佐賀市八戸溝三丁目九番三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 さつき苑高木瀬

所在地 佐賀市高木瀬大字長瀬二百九十九番地一

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人宅老よりあいひまわりの会

所在地 佐賀郡東与賀町田中五百五十四番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 NPO法人宅老よりあいひまわりの会居宅サービス事業所ひがたの里

所在地 佐賀郡東与賀町田中五百五十四番地五

サービスの種類 通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 作礼荘訪問入浴サービス

所在地 唐津市相知町中山三千五百四十四番地一

サービスの種類 訪問入浴介護

### ◎佐賀県告示第四百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定

により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社エクセルサポート

所在地 佐賀市八戸溝三丁目九番三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 さつき苑高木瀬

所在地 佐賀市高木瀬大字長瀬二百九十九番地一

サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人宅老所湯の田

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿丙二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特定非営利活動法人宅老所湯の田

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿丙二番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人宅老よりあいひまわりの会

所在地 佐賀郡東与賀町田中五百五十四番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 NPO法人宅老よりあいひまわりの会居宅サービス事業所ひ

がたの里

四 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 浜玉荘ホームヘルプサービス

所在地 唐津市浜玉町東山田二千三百九十九番地

サービスの種類 介護予防訪問介護

五 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 浜玉荘訪問入浴サービス

所在地 唐津市浜玉町東山田二千三百九十九番地

サービスの種類 介護予防訪問入浴介護

六 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 浜玉荘デイサービス

所在地 唐津市浜玉町東山田二千三百九十九番地

サービスの種類 介護予防通所介護

七 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 浜玉荘ショートステイサービス

所在地 唐津市浜玉町東山田二千三百九十九番地

サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

八 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 浜玉荘

所在地 唐津市浜玉町東山田二千三百九十九番地

サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護

九 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ひれふりランド・デイサービス

所在地 唐津市浜玉町渕上千六百二番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

●佐賀県告示第四百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関か

ら廃止の届出があった。

平成十九年八月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十九年一月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人からつ福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 社会福祉法人からつ福祉会栄荘訪問入浴サービス

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

サービスの種類 訪問入浴介護

二 (一) 廃止年月日 平成十九年一月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人からつ福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 栄荘訪問入浴介護サービス

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

サービスの種類 介護予防訪問入浴介護

三 (一) 廃止年月日 平成十八年四月一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人からつ福祉会

所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 社会福祉法人からつ福祉会潮荘デイサービス

所在地 唐津市鎮西町打上三千七十五番地一

サービスの種類 通所介護

四 (一) 廃止年月日 平成十五年二月十日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐松福祉会

所在地 唐津市浜玉町東山田二千三百九十九番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 浜玉荘

所在地 唐津市浜玉町東山田二千三百九十九番地

サービスの種類 福祉用具貸与

◎佐賀県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月二十日から平成十九年九月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
岸川筋原線 県道	多久市北多久町大字多久原字村 中四五〇七番一地从先から 多久市北多久町大字多久原字村 中四四八五番三地从先まで	多久市北多久町大字多久原字村 中四五〇七番一地从先から 多久市北多久町大字多久原字村 中四四八五番三地从先まで	後	一一・六 五・〇	六二・五
	多久市北多久町大字多久原字村 中四五〇七番一地从先から 多久市北多久町大字多久原字村 中四四八五番三地从先まで	多久市北多久町大字多久原字村 中四五〇七番一地从先から 多久市北多久町大字多久原字村 中四四八五番三地从先まで	前	六・七 四・五	六四・三

◎佐賀県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月二十日から平成十九年九月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 伊万里畑川 内蔵木線	伊万里市南波多町古川字葎ノ谷 五六七番一〇地先から 伊万里市大川町川西字楠田九四 六番一地从先まで	伊万里市南波多町古川字葎ノ谷 五六七番一〇地先から 伊万里市大川町川西字楠田九四 六番一地从先まで	後	七三・二 一〇・八 六一・五 七・〇	一、四二四・三 一、三九三・〇
	伊万里市南波多町古川字葎ノ谷 五六七番一〇地先から 伊万里市大川町川西字楠田九四 六番一地从先まで	伊万里市南波多町古川字葎ノ谷 五六七番一〇地先から 伊万里市大川町川西字楠田九四 六番一地从先まで	前	六一・五 七・〇	一、三九三・〇

◎佐賀県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月二十日から平成十九年九月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里畑川 伊万里畑川 内蔵木線	伊万里市南波多町古川字葭ノ谷五六七番一〇地先 から 伊万里市大川町川西字楠田九四六番一地先まで	平成一九・八・二〇

●佐賀県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月二十日から平成十九年九月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字大坂八 六二八番一地先から 武雄市朝日町大字中野字半上七 六二二番二地先まで	後	一〇・三	二〇一・一
	武雄市朝日町大字中野字大坂八 六二八番一地先から 武雄市朝日町大字中野字半上七 六二二番二地先まで	前	九・九	二〇一・一

●佐賀県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月二十日から平成十九年九月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字大坂八六二八番一地先から 武雄市朝日町大字中野字半上七六二二番二地先まで	平成一九・八・二〇

○公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成19年8月20日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は 名称	住 所	
佐賀県肥 第712号	副産動物 質肥料	6.0フイツ シュソルブル	窒素全量 6.0%		株式会社 タナカ	鹿島市大 字納富分 4321	平成22年 9月1日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成19年8月20日

佐賀県知事 古川 康

1 調査を行った者の名称

白石町

2 調査を行った時期

平成17年5月2日から平成19年3月9日まで

3 成果の名称

白石町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

白石町大字田野上の一部

5 認証年月日

平成19年8月20日

る。

平成17年1月11日県営土地改良事業(ほ場整備)兵庫北部地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年8月20日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年8月20日

佐賀県知事 古川 康

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
11	鹿島市大字山浦字二俣甲2085番4	平成19年8月9日	6.00～ 6.01	78.28 (77.96)

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供す

購読料 一か年三二二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年八月二十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

